

各社会福祉施設等 施設長・管理者 殿

岡山県保健福祉部長
(公印省略)

社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について（第31報）

社会福祉施設等の皆様におかれましては、県の新型コロナウイルス感染症対策への協力及び施設等における適切な感染防止対策を実施いただき、誠にありがとうございます。

本県では、オミクロン株による感染の急拡大や、確保病床使用率の悪化、さらにはクラスターの頻発等により、令和4年1月25日（火）、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）による、まん延防止等重点措置の対象区域となりました。

このため、県では、法第24条第9項に基づき、1月27日（木）から2月20日（日）までの間、県民及び事業者の皆様に対し、別添のとおり協力を要請しましたので、職員、利用者及びその家族等に周知いただきますとともに、引き続き徹底した感染防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

○社会福祉施設・医療施設等へ協力要請（法第24条第9項に基づくもの）

- ・新しい生活様式の実践など感染防止対策を徹底すること
- ・食事は黙食を徹底するとともに、同一テーブル4人以下（介助者等を除く。）、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止対策を図ること
- ・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調に不調を感じる場合は出勤させず、早期の受診を促すこと
- ・面会については、電話やオンライン面会等を可能な限り活用しながら、直接面会する場合は、面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、時間、人数、回数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること
- ・入所者、入院患者、職員等へのワクチン追加接種について、接種医療機関と調整の上、8か月以上の経過を待たずに接種間隔を前倒しして迅速に接種を進めること

【添付資料】

- ・岡山県新型コロナウイルス感染症 まん延防止等重点措置(2022.1.26)
- ・岡山県新型コロナウイルス感染症 オミクロン株特別警戒期間(1月26日改定版)